

大学の質保証システムに関する検討課題

1. 大学教育の質的転換を促進するための質保証の在り方について

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月中央教育審議会答申）において、大学教育の質的転換に向けた諸方策について提言。

同答申も踏まえ、各大学における大学教育の質的転換を促進するための質保証システムの在り方について検討。

① 認証評価

- 平成16年の認証評価制度の施行後の状況を踏まえ、認証評価制度の改善充実方策について検討。

【検討課題例】

・ 学修成果や内部質保証を重視した評価の在り方

教育研究環境を重視した評価から、教育研究活動の状況や学修成果、内部質保証（各大学における成果把握とそれによる改善等）を重視した評価への発展を促進するための認証評価制度の在り方

・ 機能別分化の進展に対応した評価の在り方

特定の教育研究活動に重点を置いた評価など、大学の多様性に対応した評価を行うための方策

・ 評価結果を改善につなげる仕組み

評価結果のフォローアップなど、評価結果を具体的な教育活動の改善につなげるための方策

・ 評価の効率化

情報公表や評価制度間の連携など評価業務の効率化のための方策

・ 評価における社会との関係の強化

高等学校関係者をはじめ幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの在り方

② 情報公表

- 「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」の「中間まとめ」（平成23年8月5日）及び大学分科会の「これまでの主な論点について」（平成23年8月24日）を踏まえ、大学ポートレート（仮称）準備委員会において、大学の教育情報の公表及び活用の共通枠組み（大学ポートレート（仮称））の構築に向けて検討中。

2. 質保証の充実のための大学設置基準等の改善について

平成 15 年の設置認可制度の弾力化や審査基準の準則化等の制度改正後の状況を踏まえ、質保証の充実の観点から、設置基準等の規定について、必要な見直しを検討。

※ 設置審査の見直し及び設置計画履行状況等調査（アフターケア）の見直しについては、大学設置・学校法人審議会において、検討中

① 抽象的基準の明確化や基準の一覧性の向上の観点から必要な設置基準の見直しを検討。

【検討課題例】

・校地の別地（複数キャンパス）に関する基準

→ 別地キャンパスについて現行規定（大学設置基準 7 条、40 条の 2）では、複数キャンパスを置く場合にはそれぞれに必要な教員を置くことや必要な施設及び設備を備えることを求めているが、具体的な施設・設備の内容、校舎面積等について必ずしも明確ではない。

・「サテライト・キャンパス」に関する基準

→ 大学設置基準第 25 条 4 項及び同規定を受けた告示（「大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件」（平成 15 年文部科学省告示第 43 号））では、大学が校舎及び附属施設以外の場所で授業を行うことを認めているが、別地キャンパスとの区別が必ずしも明らかでなく、また、その要件が質保証において十分なものか検討する必要がある。

・専任教員の「専任性」に関する基準

→ 現行の専任教員に関する規定（大学設置基準 12 条）においては、専任教員は一の大学においてのみ「専任」となることや、専ら当該大学における教育研究に従事することが定められているが、大学以外の業務との関係や勤務実態との関係等について必ずしも明らかではない。

・大学院大学（独立大学院）に関する基準

→ 大学院大学の施設等については、大学設置基準において校地・校舎の面積基準等の適用が除外されており（第 51 条）、また大学院大学に置かれる大学院に関しても大学院設置基準において「教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有する」（第 24 条第 1 項）とされているが、「十分な規模」について具体的な規定が存在しないため、その数量基準が必ずしも明らかではない。

② 届出設置制度における組織改編の抜け穴的な事例を踏まえ、学位の分野の在り方や学際分野の取扱い（「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（平成 15 年文部科学省告示第 39 号）の改正）について検討。



上記 1 及び 2 の課題の検討を踏まえ、システム間の相互の連携を含む「大学の質保証のためのトータルシステム」の在り方について審議